

産科医療施設等整備事業費補助金の対象経費等

1 補助対象経費等

補助の対象			補助率 (額)	下限額
事業 区分	補助対象経費	補助基準額		
施設 整備	産科医療施設等として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	次に掲げる基準面積に、基準単価（2 補助基準単価を参照）を乗じた額 基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等（※1） 194㎡ (2) 宿泊施設（※2） 室数×40㎡（ただし、2室を限度とする。） (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。	1 / 2	1 か所につき 1,000千円
	産科医療施設等として必要な医療機器購入費	1 か所当たり17,035千円		1 品につき 100千円

（※1）処置室、診察室等分娩に関わる施設は全て（1）に含める

（※2）妊産婦の家族等、入院患者以外が宿泊するための施設を（2）に含める

2 補助基準額単価

施設整備の積算に用いる基準単価については、以下のとおり変更が検討されている。

基準単価の変更は、現時点で正式に決定されたものではなく、県交付要綱も改正されていないが、令和6年度の事業計画書及び申請書等の提出にあたっては、単価を以下のとおり読み替えて事業費を積算するよう、注意すること。

種目別	構造別	1㎡あたり単価（円）		
		令和6年度まで		令和7年度以降
分娩室、病室、 入所室等	鉄筋コンクリート	264,400		<u>484,000</u>
	ブロック	230,900		<u>214,000</u>
	木造	264,400		<u>355,000</u>
宿泊施設	鉄筋コンクリート	294,800		<u>484,000</u>
	ブロック	257,900		<u>214,000</u>
	木造	294,800		<u>355,000</u>

（注）1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とすること。

- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とすること。

3 施設整備事業の基準額算出の例

(例)・鉄筋コンクリート造、200 m²の分娩室の改修

- ・総事業費 40,000,000 円、うち補助の対象となる経費が 38,000,000 円、うちその他の経費が 2,000,000 円

(補助所要額の算出)

①面積の判断 基準面積 194 m²…(a)

建築面積 200 m²…(b)

→ (a) < (b) であるため、面積は(a) 194 m²を採用する。

②単価の判断 基準単価 484,000 円 (鉄筋コンクリート) …(a)

建築単価 190,000 円 (補助対象経費 38,000,000 円 ÷ 200 m²) …(b)

→ (b) < (a) であるため、単価は(b) 190,000 円を採用する。

③補助所要額の積算

$$\text{①}194 \text{ m}^2 \times \text{②}190,000 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{18,430,000 \text{ 円}}$$

※補助所要額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

(例) 補助所要額 8,325,500 円 → 8,325,000 円